

日本共産党の山本伸裕です。今年は新型コロナウイルスが猛威を振るい、また7・4豪雨災害という甚大な被害が発生しました。こうした未曾有の事態を経験したからこそ、これまでの県財政運営のあり方に対する問題意識があらたに生じる部分もございます。こうした問題意識をもとに、令和元年度熊本県一般会計決算認定に対する反対討論を行ないます。来年度以降の予算編成に活かされるよう願うものであります。

まず熊本復旧・復興4カ年戦略における施策4、災害に負けない基盤づくりに関してあります。7・4豪雨災害以降、私たち日本共産党は被災地域だけに限らず、あらためて県内の河川整備の状況について調査を行なってきました。老朽化しひび割れた堤防、住宅地の側が対岸よりも低くなっている堤防、橋梁の存在によって川幅が狭められている河川、土砂の堆積が進行している河川等々、早急に整備が必要ではないかと思われるような箇所が各地に多数存在し、大規模な豪雨災害などが発生すれば大きな被害につながるのではないかとという危機感を抱いております。令和元年度主要な施策の成果を見ると、河川改修事業費の実績は白川ほか15河川で実施され56億2,016万円余、単県河川改良費は浜戸川ほか27河川で行なわれ4億7,035万円余であります。前田啓介議員の一般質問でもありましたが、407存在する県管理河川の中で河川整備計画が策定されたのは65河川にとどまっています。こうした進捗状況を見るならば、やはり私はこの河川改修事業を相当重視して位置づけ直すべきではないかと考えます。もちろん関係部署の職員の皆さんは限られた予算の中で優先順位も考慮しつつ、最大効果を発揮できるよう予算執行に当たっておられることは十分理解します。ただ、進行する地球温暖化にともなう気候変動、そして大規模自然災害という事態を考慮するならば、整備が必要である箇所について可及的すみやかに対応できるよう、河川改修事業、あるいは海岸堤防、高潮対策事業、砂防関係事業等、災害から県民生活を守る事業のいっそうの推進を求めるものであります。

治水事業のほか治山事業、あるいは施策7において位置づけられている森林の再生という事業に関しても、防災という観点からなおいっそうの強化をはかるべきではないかと考えます。

次に、有明海および八代海再生の取り組みについてであります。県計画に基づく関連事業に2019年度投じられた予算は70事業、総額141億円余とのことですが、有明海・八代海再生特別委員会の審議におきましては、改善に向けての方向性が見えないという厳しい意見も時折交わされております。環境改善と豊かな漁場の復活に向けてできる事はぜひとも積極的に取り組むべきですが、これに関して一点申し上げるならば、委員会でも必要であるとの提言がまとめられた諫早干拓潮受け堤防の開門調査は実行されないまま時間ばかりが経過しております。事態打開へ県としてのもう一步主体的積極的な動きをぜひ起こしていただきたいと思っております。

つぎに球磨川治水対策協議会に関して申し上げます。2015年3月に協議会が設置され、以来実務者協議9回、首長会議が4回実施されてきました。ダムによらない治水を検討する場が幹事会を含め17回開催されたことと合わせると、30回を超える協議が行なわれてきたわけであり、にもかかわらず河川整備計画は策定されず、ダムによらない治水策の具体化と実行は進みませんでした。ダム以外治水を極限まで追求するとの蒲島知事の発言をうけての、この12年間の熊本県、

および国の取り組みをどのように総括されるのでしょうか。この間の取り組みについてしっかり検証し、総括した内容を流域住民及び県民に報告すべきであると考えます。

次に水俣病認定業務に関して申し上げます。2019 年度において認定審査会は 5 回開催されました。審査件数は 250 件、そして認定はゼロ、棄却が 234 件、保留が 16 件との事であります。2019 年度末の時点における未審査の方は 419 人、今年度 11 月末までの時点で 391 人の方が未審査となっております。いっぽう、自らの健康被害について、これは水俣病によるものだと認めてほしいと裁判に立ち上がる方々が 1,500 名を超えています。公式発見から 64 年もの年月が経過するというのに、いまだ解決の見通しが見えないことは重大問題です。知事がいくら水俣病の被害にあわれた方々に寄りそい、丁寧に審査を進めていくと言葉の上では強調されても、司法の場で断罪されたはずの昭和 52 年の判断条件の立場に立つ限りは被害の実態に接近した対応ができないのではないのでしょうか。認定基準の運用指針・ガイドラインの見直しと沿岸住民の健康被害調査の実施によって、水俣病の解決に向けて熊本県が責任を果たすよう求めるものであります。

次に、熊本地震で建設された災害公営住宅の問題であります。町からの委託を受けて県が発注した甲佐町の災害公営住宅で、カビや釘の飛び出しなどの不具合が明らかになりました。県は昨年 10 月までに全戸の改修工事を完了させるとの発表を行ないましたが、黒カビ発生に対する対応は一部の団地が取り残されたままの状態となっております。県はこのまま様子を見るとの対応のようでございますが、公営住宅法では事業主体に修繕の義務を定めており、早急な対応をとるべきではないかと考えます。

次に、大蘇ダムの問題です。またしても大量の水漏れを起こしたとのことですが、関係自治体や農家への説明が遅れたということで、事業主体である農水省への不信感が増大しております。大蘇ダムの問題は昨年の決算討論でも取り上げましたが、事業着手して 40 年超が経過し、この間計画が何度も見直され、予定よりも 30 年以上遅れてようやく完成しましたが、事業費は当初の 5.5 倍に膨れ上がりました。そもそも国の計画が甘かったのではないかと、地盤がダム建設に不適だったのではないかとの声も起こっております。受益農家から、あるいは自治体から不信の声が出るのは当然であります。こうした大型公共事業は途中で問題点が明らかになっても立ち止まったり後戻りしたりすることが極めて困難であります。やはり事業の正当性について、十分な環境アセスであったり地盤調査であったり、費用対効果であったり、科学的客観的な検証を事前に行ない、住民への丁寧な説明と住民合意を前提に進めていくという立場が、事業主体の側には必要であるということではないのでしょうか。今後の教訓とすべきであります。

最後になりますが、財務省の財政制度等審議会が 2019 年 5 月、人口減少を反映して地方公務員の職員数を削減すべきであるという報告書を出しました。けれども今新型コロナウイルス感染症への対応、あるいは災害対応などでとくに県職員、そして自治体職員はいま大変な過重労働を余儀なくされています。むしろ職員を適正に増やし、過重労働を解消することが県民へのサービス向上、県民生活の向上に貢献する道であることを強調して討論を終わります。